

確定申告等のご案内

2018年1月 社会福祉法人 やすらぎ福祉会

(1) 確定申告等の準備は万全でしょうか？

●税金の控除対象(介護関係)

- 介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。
- 介護利用料は、医療費控除の対象となります。
 - ホームに入居の方の場合、利用料の半額が控除の対象となります。
 - 在宅サービス利用の方は、医療系サービス(下記表)を利用していれば、他のサービス費も含め全額が対象となります。

(※医療系サービスを受けていないと全額対象外です)



(1) 医療費控除の対象となる居宅サービス	
医療系居宅サービス	(介護予防)訪問看護
	(介護予防)訪問リハビリテーション
	(介護予防)居宅療養管理指導(医師等による管理・指導)
	通所リハビリテーション(医療機関でのデイサービス)
	介護予防通所リハビリテーション
	短期入所療養介護(医療機関でのショートステイ)
	介護予防短期入所療養介護
(2) (1)のサービスと併用する場合のみ医療費控除の対象となるもの	
福祉系居宅サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス)。ただし生活援助(家事援助)中心型を除く
	夜間対応型訪問介護
	介護予防訪問介護
	(介護予防)訪問入浴介護
	(介護予防)通所介護(デイサービス)
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)	

(2) 身体障害者手帳を取得されていない方は、障害者控除対象者認定を申請し受理されれば、税控除の対象となります。

(確定申告前に市役所で手続きをしてください!)

裏面あり→

(3) 申告で世帯員全員が非課税になれば、下記の減免制度を活用できます。(※7月に更新申請が必要です。)

●介護保険負担限度額認定制度

※対象者：住民税非課税世帯で預貯金(単身)1,000万円以下
世帯分離をしても配偶者が非課税の場合。

	居住費			食費
	多床室 (やすらぎ)	従来型個室 (やすらぎ)	ユニット型 個室(なんぶ)	
対象者 / 基準額	850円	1180円	2030円	1420円
本人が老齢福祉年金受給者 か生活保護を受けている方	0円	320円	820円	300円
80万円以下の年収の方	370円	420円	820円	390円
155万円以下の年収の方	370円	820円	1310円	650円

●社会福祉法人等利用者負担減額制度(非課税世帯の方が対象)

利用負担額が25%及び50%に減額になります。利用者負担の減額分は、施設と行政で負担するというものです。

対象者は下記の条件をすべて満たす方が対象になります。

- 遺族年金や障害年金を含む、本人の年間収入が150万円以下。
- 預貯金が350万円以下。 田畑など、売却可能な資産がない。
- 負担能力のある親族に扶養されていない。
- 介護保険負担限度額認定を受けている。
- 介護保険料を滞納していない。



(4) 高額介護サービス費の支給の申請手続きはされていますか

利用料(食費と居住費・滞在費を除く)負担が下記に当てはまる方は、市に申請すれば、利用料をいったん払ってから、基準額以上の部分が払い戻されます。(一度申請していれば、更新の手続きは不要です。)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ● 老齢福祉年金受給者 | 15,000円以上の部分/月 |
| ● 市町村民税非課税者(年収80万円以下) | 15,000円以上の部分/月 |
| ● 市町村民税非課税者(年収80万円以上) | 24,600円以上の部分/月 |
| ● 一般(上記・下記以外の方) | 44,400円以上の部分/月 |

不明な点などございましたら、下記までご連絡下さい。

地域包括支援センターかみあらや	杉本弘子	(076)269-0850
居宅介護支援事業所 やすらぎ	高橋克巳	(076)269-0859
なんぶやすらぎホーム 相談員	広田雅子	(076)241-9600
やすらぎホーム 相談員	今宮洋之	(076)269-0808